

二ノハチ!

ほうしゅうし 彭州市から



龍興舍利仏塔
(2004年11月、筆者撮影)

仏塔は街のシンボル

豊かな自然環境のもと、独自の文化をはぐくむ中国四川省彭州市は、石狩市の姉妹都市のひとつです。平成16年の10月に完成した「石狩彭州友好会館」に、石狩市民としてはじめて長期滞在している鈴木トミエさん(郷土史家・エッセイスト)からすてきな写真とともに、まちの様子を伝えるレポートが届きました。

昨年10月末から、石狩市と姉妹都市提携を結んでいる中国四川省彭州市に滞在している。「青空が見えると犬が吠える」という言い伝えがこの街にあるように、いつも薄煙や霧が漂う、どんよりとした天気は、盆地で湿気を多く含んだ空気がそうさせるのだろうか。面積は約1420km²(石狩市は約120km²)で石狩市の10倍以上の広さ、人口は77万人(2004年現在)である。行政のスリム化により郷は廃止され、20の鎮を管轄しており、市の政治・経済・文化の中心鎮は天彭鎮で、石狩・彭州友好会館はこの場所にある。

街のシンボルともいえる「龍興舍利仏塔」の最上階に登ると、中心市街地を見渡すことができる。この仏塔が建立されたのは西暦406年、龍興寺とともに建立され、インドの僧侶が持参したお釈迦様の舍利(骨)一粒を供えるために7階建ての木造仏塔が建てられた。

現在の塔は、1948年に中国仏教会 釈能海副会長の願により再改築されたものの、工事は中断された。インドのカタカタ塔に似せて造られた塔は、1933年に彭州市政府が再建することを決め、中国の国内はもとより、国外からの仏教徒の拠出金1600万元(約2億2400万円)をもとに、3年を費やして完成された。塔の高さは81.8m、外壁に鎮座する仏像は大理石・金属・陶磁器でできており、5塔合わせて1080体、周りの小さな塔の高さは27mである。彭州市内には、仏教寺院が29カ所あり、信者は6〜7万人と言われている。

塔のある周辺には、100席ほどの露天の茶店がある。「鳴き鳥」のかごを抱えて椅子に座り、ゆつくりお茶を飲む人たちがいる。また、塔のすぐそばには露店で野菜や肉を売る人、買う人たちがひしめきあっている。市場で買ったアツアツの万頭をほおぼりながら湿気と寒さを乗り越えようと、私は頑張っている。

とほ 杜甫が見たかった牡丹

四川盆地に位置する彭州市は、平原が30%、河川が10%、山と丘陵が60%を占めている。市の北部には、白虎峰や元武峰、仙人峰などの峰々が連なり、龍門山風景名勝区に指定されている。

白虎峰の峡谷に回龍溝という休暇村がある。谷の地形を利用して建てられた山荘を通り抜けて、白水河の源流に沿って歩いていくと、大きな滝にたどり着いた。滝の美しさに見とれ、川のほとりから見上げると、天に届きそうな峰々が連なり、まるで水墨画の世界だ。冬は頂上で雪見を、夏になると川下りなどを楽しむために、観光客が訪れるという。市内には、



回龍溝の滝(2004年12月、筆者撮影)

ほかに九峰山という名勝地があり、温泉2軒を含む30軒以上の宿泊施設が建ち、市民の憩いの場となっている。

彭州市の春は、丹景山に咲く「天彭牡丹」を見る観光客でにぎわう。150種以上もある牡丹の花は、花の中の「王様」、繁栄と幸福・富貴の象徴とされ、市の花に指定されている。唐の時代の詩人、杜甫(712年〜770年)も牡丹を見るためこの地を目指したが、途中、水害に遭い、引き返さざるを得なかった。その心境を「天彭看牡丹阻水」という詩に表している。

杜甫の研究をしておられる菅遺瑞先生(2002年に石狩市を来訪)によれば、洛陽(芥川龍之介「杜子春」の舞台)から牡丹の種を持ち帰った当時の役人により種を植えたことが、その始まりとのこと。洛陽の牡丹と並び称されるほど、「天彭牡丹」は歴史があり、有名である。

毎年、35万人以上の観光客が訪れる彭州市は、今後5年の間に観光レジャー地を建設する計画で、観光産業に力を入れている。

◆ ◆

このほかのレポートは、石狩市ホームページに掲載されています。

大募集!!

●広報紙への感想や批評、市への質問など何でもお寄せください。
 ※匿名希望の場合もお便りには名前、住所、電話番号を必ず明記してください。
 〒061-3292 石狩市役所 広報 いしかり 係
 ☎72-3153 ☎74-5581 ✉PR@city.ishikari.hokkaido.jp



転入・転出届は市役所1階にあるこちらの窓口まで。

【住所異動の届出について】

Q 住所異動の届出について教えてもらえますか？

A 転入届をする場合、住所の異動届出のほかに、住所地で発行された転出証明書が添付が必要です。

【転居届】
 転居届をする場合、住所の異動届出が必要です。添付する書類は特ではありません。
 ※転入届・転居届ともに新住所地に住み始めてから**14日以内**に届出してください。

【転出届】
 転出届をする場合、住所の異動届出が必要です。添付する書類は特ありません。住民基本台帳カード・印鑑登録証および

■各種手続等について

	【必要となる手続】	【手続に必要となる書類】
転入するとき	①国民健康保険加入申請 ②乳幼児・ひとり親家庭・重度・老人医療受給申請 ③老人保健法医療受給申請 ④介護保険要介護(要支援)認定申請 ⑤児童手当受給申請 ⑥身体障害者手帳住所変更 ⑦お子さまの転校手続き(小・中学生)	①なし ②所得課税証明書・保険証 ③負担区分証明書 ④受給資格証明書 ⑤所得課税証明書・年金加入証明書 ⑥身体障害者手帳 ⑦在学証明書・教科書給与証明書
転居するとき	【持参が必要となるもの】 ①国民健康保険被保険者証 ②乳幼児・ひとり親家庭・重度・老人医療受給者証 ③老人保健法医療受給者証 ④介護保険被保険者証 ⑤身体障害者手帳	
転出するとき	【転出先市町村で必要となる手続】 ①国民健康保険加入 ②乳幼児・ひとり親家庭・重度・老人医療受給申請 ③老人保健法医療受給申請 ④介護保険要介護(要支援)認定申請 ⑤児童手当受給申請 ⑥身体障害者手帳住所変更 ⑦お子さまの転校手続き(小・中学生)	【手続に必要となる書類】 ①なし ②所得課税証明書・保険証 ③負担区分証明書 ④受給資格証明書 ⑤所得課税証明書・年金加入証明書 ⑥身体障害者手帳 ⑦在学証明書・教科書給与証明書
	【石狩市に返還するもの】 ①国民健康保険被保険者証 ②乳幼児・ひとり親家庭・重度・老人医療受給者証 ③老人保健法医療受給者証 ④介護保険被保険者証	

国民健康保険被保険者証等をお持ちの方はご返却ください。
 ◇住所異動の届出には、届出人の印鑑、本人確認できるもの(運転免許証等)が必要です。忘れず

にお持ちください。
 ◇住所の異動届に付随して必要となる各種手続と必要書類については表をご参照ください。

教えて!市役所

市民の皆さんから寄せられた声をもとに、市役所からご提案するコーナーです。よりよいまちづくりを目指し、今後も市民の皆さんからの市政に対する要望や提案をお待ちしております。



住所票や戸籍、印鑑登録証など、各種証明書を発行します

●市民課 住民・戸籍担当

住民・戸籍担当では、各種証明書の発行や、戸籍・住民基本台帳の管理などを行っています。ところで、皆さんは「いしかり市民カード」・「印鑑登録証」はお持ちですか？これがあれば、市内4カ所にある自動交付機で夜間・土日祝日でも住民票等の証明書を受け取ることが可能です。

第2・4木曜(祝日の場合は翌日)には窓口を20時まで延長して「印鑑登録証」からの切り替えや、新規カードを作成しています。詳しくは平成16年12月号30ページや、市ホームページをご覧ください。